

2019年6月14日

MFJ 全日本トライアル選手権

シリーズ第3戦関東大会

エントラント各位

もてぎ・鈴鹿共済会（MS 共済会）加入のご案内

ツインリンクもてぎ
大会事務局

この度は、「MFJ 全日本トライアル選手権シリーズ第3戦関東大会」にエントリーいただき誠に有り難うございます。

ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキットで開催される株式会社モビリティランド主催のレースイベントにつきましては、加入者の相互扶助、およびモータースポーツの振興増進を目的として参加者全員が『もてぎ・鈴鹿共済会（MS 共済会）』への加入を義務となります。

年間会員または暫定会員があり、年間会員は TRMC-S（サーキット）会員で1年間有効、暫定会員は当該大会（公式練習含む競技会）のみ有効となります。ライダーおよびアシスタントの暫定共済会加入は、当該大会1名につき500円が必要です。MS 共済会の支払い保険金の内容は次ページをご確認ください。

先日、参加受理書を送付させていただきました。もてぎ・鈴鹿（MS）共済会費が未納の方には、不足金としてご案内しております。参加受付時に共済会費をお支払いいただきますよう、よろしくお願いいたします。ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

●もてぎ・鈴鹿（MS）共済会についての問合せ先

もてぎ・鈴鹿（MS）共済会／TRMC-S 事務局 TEL:0285-64-0200

●その他はご不明な点についての問合せ先

ツインリンクもてぎ大会事務局 TEL:0285-64-0200

※6月17日（月）～20日（木）は場内施設・点検のため休業となります。



もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの などに對しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置



もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～ツインリンクもてぎで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1.事故の通知

事故により負傷した場合、必ずツインリンクもてぎメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。

利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。

事故にあった場合、必ず当日中にツインリンクもてぎメディカルセンターにて受診ください。

但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2.ご請求書類は

ツインリンクもてぎメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン 日本興亜株式会社）より、電話にてご連絡を差し上げた後、請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。



3.ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は、完治する前でもご請求ください。

ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4.保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常10日ほどで指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、ツインリンクもてぎモータースポーツ課までお問合せください。

TEL：0285-64-0200

営業時間：10時～16時



TWIN RING MOTEGI